

Web ページ制作(CMS)業務委託約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 2 条 (契約の成立)</p> <p>1. お申込者は、当社指定の申込書を当社に提出する方法にて本契約を申し込む。</p> <p>2. 当社は、本サービス申込みの日から 3 営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して返答するものとする。</p> <p>3. 当社が本サービスの申込みを承諾したことをもって本契約の成立とする。</p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、当社がお申込者の申込みに対し拒絶の意思表示をすることなく 3 営業日を経過した場合、本契約は成立したものとみなす。</u></p> <p>5. 本サービスは事業者であるお申込者が事業として又は事業のために使用するサービスであるため、クーリングオフの適用対象外となる。</p> <p>6. 本契約には、SEO サービス、本 Web サイトの検取後の仕様の変更ならびにコンテンツの更新は含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。</p>	<p>第 2 条 (契約の成立)</p> <p>1. お申込者は、当社指定の申込書を当社に提出する方法にて本契約を申し込む。</p> <p>2. 当社は、本サービス申込みの日から 3 営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して返答するものとする。</p> <p>3. 当社が本サービスの申込みを承諾したことをもって本契約の成立とする。</p> <p>4. 本サービスは事業者であるお申込者が事業として又は事業のために使用するサービスであるため、クーリングオフの適用対象外となる。</p> <p>5. 本契約には、SEO サービス、本 Web サイトの検取後の仕様の変更ならびにコンテンツの更新は含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。</p>
<p>第 5 条 (納品・検収)</p> <p>(中略)</p> <p>5. 当社が本 Web サイトの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該瑕疵等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。</p>	<p>第 5 条 (納品・検収)</p> <p>(中略)</p> <p>5. 当社が本 Web サイトの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。</p>
<p>第 8 条 (瑕疵担保責任)</p> <p>1. 本 Web サイトに第 5 条の検取によっても発見できなかった瑕疵が、本 Web サイトの納入後 6 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して<u>瑕疵の修補の請求</u>ができるものとする。</p>	<p>第 8 条 (契約不適合責任)</p> <p>1. <u>本 Web サイトの種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと (以下「契約不適合」という。)</u>が、本 Web サイトの納入後 6 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して<u>本 Web サイトの修補の請求</u>ができるものとする。</p> <p>2. <u>本 Web サイトの契約不適合が重大なため、お申込者が本契約について目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができるものとする。</u></p> <p>3. 当社は、本 Web サイトの契約不適合が軽微であって、本 Web サイトの修補に過分の費用を要す場合には、<u>修補責任を負わないものとする。</u></p> <p>4. <u>前三項に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない</u></p>

変更前	変更後
<p>2. 前項に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>3. 当社は、<u>瑕疵</u>の修補について誠実に取り組み、合理的な努力をするものとするが、本 Web サイトの全てのバグその他の瑕疵が完全に除去されることを保証するものではない。</p>	<p>使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>5. 当社は、<u>契約不適合</u>のあった本 Web サイトの修補について誠実に取り組み、合理的な努力をするものとするが、本 Web サイトの全てのバグその他が完全に除去されることを保証するものではない。</p> <p>6. 当社は、<u>本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わないものとする。</u></p>
<p>第 10 条（損害賠償の範囲）</p> <p>1. お申込者は、本契約の履行に関し、当社の責めに帰すべき事由によりお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限り、当社に対して損害賠償請求をすることができる。</p> <p>2. 当社の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、<u>瑕疵担保責任</u>、製造物責任、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本 Web サイトの制作費の金額を限度とする。 (以下略)</p>	<p>第 10 条（損害賠償の範囲）</p> <p>1. お申込者は、本契約の履行に関し、当社の責めに帰すべき事由によりお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限り、当社に対して損害賠償請求をすることができる。</p> <p>2. 当社の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、<u>契約不適合責任</u>、製造物責任、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本 Web サイトの制作費の金額を限度とする。 (以下略)</p>
<p>第 13 条（第三者ソフトウェアの利用）</p> <p>1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア（フリーウェアを含む）が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。</p> <p>2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの<u>瑕疵</u>、権利侵害等については、権利侵害又は<u>瑕疵</u>の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。</p>	<p>第 13 条（第三者ソフトウェアの利用）</p> <p>1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア（フリーウェアを含む）が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。</p> <p>2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの<u>契約不適合</u>、権利侵害等については、権利侵害又は<u>契約不適合</u>の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。</p>
<p>第 14 条（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>お申込者及び当社は、当社の承諾なく <u>本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</u></p>	<p>第 14 条（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>お申込者及び当社は、当社の承諾なく <u>本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。</u></p>
<p>第 18 条（解除及び期限の利益喪失）</p> <p>1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>第 18 条（解除及び期限の利益喪失）</p> <p>1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</p>

変更前	変更後
<p>① お申込者が第4条（お申込者の協力義務）第1項又は第2項、第21条（反社会的勢力の排除）、第23条（禁止事項）に違反したとき。</p> <p>② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p> <p>③ 差押、<u>仮差押、仮処分</u>、強制執行、担保権の実行としての競売、<u>租税滞納処分</u>その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>① お申込者が第4条（お申込者の協力義務）第1項又は第2項、第21条（反社会的勢力の排除）、第23条（禁止事項）に違反したとき。</p> <p>② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p> <p>③ 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、<u>租税滞納処分</u>その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>
<p>第29条（残存条項） 本契約の解除後も第8条（<u>瑕疵担保責任</u>）乃至第17条（Webサイト完成前の解約又は解除に伴う措置）、第19条（当社のグループ会社間の情報共有）第20条（連帯保証人）、第23条（禁止事項）、第24条（データの削除）、第30条（<u>準拠法及び管轄合意</u>）、第31条（協議事項）の条項は効力を有するものとする。</p>	<p>第29条（残存条項） 本契約の解除後も第8条（<u>契約不適合責任</u>）乃至第17条（Webサイト完成前の解約又は解除に伴う措置）、第19条（当社のグループ会社間の情報共有）第20条（連帯保証人）、第23条（禁止事項）、第24条（データの削除）、第30条（<u>準拠法及び管轄合意</u>）、第31条（協議事項）の条項は効力を有するものとする。</p>
<p style="text-align: right;">2017年4月1日 施行 2017年8月31日 改訂 2020年4月1日 改訂</p>	<p style="text-align: right;">スターティア株式会社 2017年4月1日 施行 2017年8月31日 改訂 2020年4月1日 改訂 <u>2021年4月29日 改訂</u></p>

以上